

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)  
の平成 27 年度フォローアップ結果 (概要)

平成 27 年 9 月  
内閣官房行政改革推進本部事務局  
総務省行政管理局

- 政府は、平成 25 年 12 月、独立行政法人改革の集大成として、独立行政法人の制度及び組織の見直しについて定めた「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を閣議決定
- 今般、各府省及び独立行政法人の取組状況（平成 27 年 9 月現在）を確認するため、閣議決定に基づき、フォローアップを実施
- 本年 4 月より新たな独法制度へ移行したほか、本年の通常国会において、閣議決定に基づく組織統合、ガバナンス強化等に係る法律が成立し、政省令の改正等の作業を進めるなど、各府省等において閣議決定に基づく取組を進めているところ

主な事項

閣議決定に盛り込まれた事項	現時点での措置又は検討状況
<p>&lt;制度の見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○独法通則法改正など制度面での措置は平成 27 年 4 月からの改革実施を目指す。</li><li>○総務大臣は、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針を策定する。</li><li>○監事・会計監査人の調査権限の明確化し、監事監査の指針や会計監査の指針を見直す。</li><li>○経営努力の促進、中期目標期間をまたぐ繰越の弾力化、報酬・給与の柔軟な取扱い等に向けた取組、調達合理化。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○改正独法通則法及び関連する政省令が本年 4 月 1 日から施行され、新たな独法制度へ移行済み。</li><li>○目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針を平成 26 年 9 月に策定し、措置済み。</li><li>○改正独法通則法に基づく総務省令を策定した。また、監事監査の指針や会計監査の指針を改訂し、措置済み。</li><li>○各種総務省通知の見直しや総務大臣決定を策定するなど運用改善を実施し、措置済み。</li></ul>
<p>&lt;組織統合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○独立行政法人大学評価・学位授与機構法一部改正法が本年 5 月に成立。平成 28 年 4 月に統合予定。</li></ul>

○労働安全衛生総合研究所及び労働者健康福祉機構

○種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所

○水産大学校及び水産総合研究センター

○交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人

○海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所

○航海訓練所及び海技教育機構

#### <法人形態移行>

○日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社に移行するとともに、貿易再保険特別会計は平成 28 年度までに廃止し、その資産・負債は本法人に承継する。

#### <事務事業の見直し等>

【福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構、奄美群島振興開発基金】

○財政の健全性及び適正な業務運営の確保のため、一部の業務について金融庁検査を導入する。

【日本高速道路保有・債務返済機構】

○経過的に東京都に置かれている主たる事務所を平成 27 年 3 月末までに神奈川県に移転する。

【駐留軍等労働者労務管理機構】

○平成 27 年度中に、常勤理事 2 名のうち 1 名を非常勤化する。

○独立行政法人改革推進のための厚生労働省関係法律整備法が本年 4 月に成立。平成 28 年 4 月に統合予定。

○独立行政法人改革推進のための農林水産省関係法律整備法が本年 9 月に成立。平成 28 年 4 月に統合予定。

○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法一部改正法が本年 6 月に成立。平成 28 年 4 月に統合予定。

○独立行政法人改革推進のための国土交通省関係法律整備法が本年 6 月に成立。平成 28 年 4 月に統合予定。

○貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部改正法が本年 7 月に成立。平成 29 年 4 月に移行予定。

○各法人への金融庁検査の導入に係る法律が成立し、平成 27 年 10 月 1 日から導入予定。

○平成 27 年 3 月 31 日に主たる事務所を神奈川県（横浜市）へ移転した。

○平成 26 年 10 月から、常勤理事 2 名のうち 1 名を非常勤理事とした。